小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第３号

東京都大田区南六郷３―11―７

再生債務者　早川　将志

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成28年10月14日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第１３９号

愛知県春日井市前並町１丁目23番地７

再生債務者　長富慎太朗

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成28年10月17日

名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第６号

千葉県市川市柏井町４丁目229番地15

再生債務者　上田栄一郎

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年９月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年11月１日まで

平成28年10月17日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再ロ）第１号

静岡県三島市文教町２丁目14番29号

再生債務者　杉山　信彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年９月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年11月１日まで

平成28年10月18日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（再ロ）第１０００５号

長崎県長崎市高尾町17番20号

再生債務者　瀬川　香月

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年10月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年11月４日まで

平成28年10月18日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２８年（再ロ）第２号

秋田県横手市朝日が丘４丁目３番43号

再生債務者　中川由紀子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年９月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年11月８日まで

平成28年10月18日　秋田地方裁判所横手支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第７号

埼玉県川越市南大塚１丁目11番地11（アデニウム川越南大塚602号室）

再生債務者　須田　智春

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年10月17日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再ロ）第１号

兵庫県明石市朝霧東町１丁目５番39号

再生債務者　木戸　利生

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年10月18日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２８年（再ロ）第１０００４号

長崎県西彼杵郡時津町左底郷1118番地９

ファミール飛鳥201

再生債務者　竹道　幸広

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年10月18日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月二十日

掲載頁　九十頁（号外第二三二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月二十日

掲載頁　九十頁（号外第二三二号）

平成二十八年十月二十六日

東京都小平市天神町三丁目一〇番三号

（甲）トーショークリエイト株式会社

代表取締役　細貝正一郎

東京都小平市天神町三丁目一〇番三号

（乙）トーショー総合企画株式会社

代表取締役　岩田　敏雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十八日

掲載頁　七十九頁（号外第一四二号）

平成二十八年十月二十六日

横浜市港北区新横浜三丁目一九番五号

（甲）ハイテック・システムズ株式会社

代表取締役　阿部　守晃

横浜市港北区新横浜三丁目一九番五号

（乙）株式会社ハイテック・システムズ

代表取締役　池田　平七

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月二十一日

掲載頁　六十三頁（号外第二三三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月二十一日

掲載頁　六十三頁（号外第二三三号）

平成二十八年十月二十六日

横浜市港北区日吉二丁目八番一号

（甲）株式会社エファンドエム

代表取締役　後藤田みどり

川崎市高津区新作四丁目一一番二三号

（乙）株式会社富士薬品

代表取締役　片倉　兌

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月十四日

掲載頁　七十一頁（号外第二二八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月十四日

掲載頁　七十一頁（号外第二二八号）

平成二十八年十月二十六日

愛知県東海市名和町二番割下五番地の四

（甲）東海化成株式会社

代表取締役　山田　政晴

愛知県東海市名和町二番割下九番地の二

（乙）トーカイケミカル株式会社

代表取締役　山田　政晴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月二十一日

掲載頁　六十三頁（号外第二三三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月二十一日

掲載頁　六十三頁（号外第二三三号）

平成二十八年十月二十六日

横浜市港北区日吉二丁目八番一号

（甲）株式会社エファンドエム

代表取締役　後藤田みどり

川崎市高津区新作四丁目一一番二三号

（乙）株式会社富士薬品

代表取締役　片倉　兌

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月十四日

掲載頁　七十一頁（号外第二二八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十月十四日

掲載頁　七十一頁（号外第二二八号）

平成二十八年十月二十六日

愛知県東海市名和町二番割下五番地の四

（甲）東海化成株式会社

代表取締役　山田　政晴

愛知県東海市名和町二番割下九番地の二

（乙）トーカイケミカル株式会社

代表取締役　山田　政晴